

写

第 201800221554 号
防起第 1523 号 - 1
発 境 自 第 62 号
平成 30 年 11 月 9 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ

5 月 22 日に安全協定に基づいて貴社からあった島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について、鳥取県、米子市及び境港市は 8 月 6 日に最終的な意見を留保し、8 項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最終的な意見を提出することとしたところです。

このような中、9 月 4 日に行われた原子力規制委員会の 3 号機に関する第 1 回審査会合において、2 号機と共通内容である地盤、津波等の解析結果が申請書に記載されていないので、審査ができないと指摘されました。

貴社が 3 号機の重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘があり、さらに続いて 2 号機でも同様の指摘があったことから、審査のみならず安全に対する貴社の姿勢に疑念の声が上がっています。

私たちは、2 号機の審査が終了してから 3 号機の申請をすべきであると考えていたところであり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があったことは、信頼関係を損なうものであり甚だ残念で遺憾に思います。

については、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

記

- 1 この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。
- 2 今回の 3 号機及び 2 号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。
- 3 平成 30 年 8 月 6 日付第 201800127060 号（別添写し）で申入れしたとおり、安全協定を改定すること。なお、安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添える。